

## 【事業所（給与支払者）の皆様】

外国人の方が退職し出国される場合は、  
納税管理人申告書の提出と町県民税及び国民健康保険税の納税に  
ご協力を願いします。

【納税管理人】納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領等）を委任された方で、個人だけでなく法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、納税管理人を定め、別紙「納税管理人申告書」の提出をお願いします。

（地方税法第709条、地方税法第300条、長島町税条例第25条）

## 外国人の方が出国される場合の 町県民税について

### ● 出国される方が特別徴収の場合

出国される1ヵ月前までに、郵送又はFAXで「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

- ・未徴収税額は、最後の給与から一括徴収してください。
- ・一括徴収できない場合は、出国前に未徴収分の税額を事前に預かっていただき、納税管理人の届け出をお願いします。後日、納税管理人に納付書を送付しますので、届いた納付書で納めてください。

※1月1日に住所が長島町にある方は、帰国されても新年度の町県民税が課税されます。

税額試算を行いますので、納税管理人の届け出の提出及び対象者について【税務課 町民税係】までご連絡ください。

新年度の納付書は6月上旬に納税管理人に送付しますので、届いた納付書で納めてください。

### ● 出国される方が普通徴収の場合

納税管理人の届け出をお願いします。

### 【問い合わせ先】

長島町役場税務課 町民税係

電話 0996-86-1172（直通）

# 外国人の方が出国される場合の 国民健康保険税について

外国人の方が出国される場合、出国する月の前月分まで課税されることになります。  
※ただし、月末に出国する場合はその月の分まで。

出国後は、不足分の納税や納め過ぎていた場合の還付手続きなどが困難となりますので、出国する1ヵ月前までに下記のとおり手続きのご協力をお願いします。

## ● 7月から翌年の4月に出国

納税通知書に同封の納付書での納付及び納税管理人申告書の提出をお願いします。  
(毎年7月上旬に通知)  
納税額に過不足があった場合は、納税管理人へ通知します。

## ● 5月及び6月に出国

当該年度の納税通知書の発送前の出国となります。  
税額試算を行いますので、納税管理人の届け出の提出及び対象者について【税務課 国民健康保険税係】までご連絡ください。試算後、試算表を納税管理人に送付します。

なお、納税管理人は、試算表を基に必要税額を事前に預かっていただき、7月上旬に通知する納税通知書に同封された納付書で納めてください。

## 退職後、帰国せずに町内へ滞在される場合

退職される1ヵ月前までに納税管理人申告書を提出するよう、案内をお願いします。

### 【問い合わせ先】

長島町役場税務課 国民健康保険税係  
電話 0996-86-1172（直通）